

相続税対策の切り札！ 贈与徹底活用（相続時精算課税制度：受贈者が先に死亡した場合）（その 15）

贈与徹底活用の解説は今回が最終回になります。今回は相続時精算課税によって贈与を受けた者が、その贈与者（特定贈与者）よりも先に死亡した場合の課税関係について検証します。

特定贈与者の死亡以前にその特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含みます）は、その者が有していたこの規定の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継します。

死亡した相続時精算課税適用者の相続人は、その後その特定贈与者の相続時に、相続時精算課税適用者を受遺者とみなし、その受贈財産を特定贈与者の遺贈財産とみなして計算した相続税額から既に支払った贈与税額を控除した税額を納付する（控除する贈与税額が多い場合には還付を受けます）こととなります。ただし、その相続人のうちに特定贈与者がある場合には、その特定贈与者は、その納税に係る権利又は義務を承継しません。

そこで、相続時精算課税による贈与が行われた場合に、相続時精算課税適用者が先に死亡した場合の相続税等の計算について、設例で課税関係を解説します。

【設例】

- (1) 父（平成 30 年 8 月死亡）
- (2) 父の相続人 長男の子（長男の代襲相続人）
- (3) 長男（平成 29 年 3 月死亡） 長男固有の財産は父からの贈与財産を除き 1 億円
- (4) 長男の相続人 妻・子（法定相続分どおり相続する）
- (5) 父の財産 3 億円（そのほか、相続時精算課税による贈与財産 2 億円）
- (6) 相続時精算課税による贈与 父から長男へ平成 28 年に 2 億円を贈与（平成 29 年の相続税評価額も同額と仮定）
- (7) 相続税・贈与税の計算 （単位：万円）

	長男の相続税		父の相続税		合計
	妻	子	長男の妻	長男の子	
課税価格	13,250	13,250	10,000	40,000	76,500
基礎控除額	4,200		3,600		—
課税遺産総額	22,300		46,400		—
相続税の総額	5,520		19,000		24,520
各人の算出税額	2,760	2,760	3,800	15,200	24,520
配偶者の税額軽減額	△2,760	—	—		△2,760
精算課税贈与分の贈与税額控除額	—	—	△1,750	△1,750	△3,500
納付すべき相続税額	0	2,760	2,050	13,450	18,260
長男及び父の相続税+贈与税合計	2,760		19,000		21,760

(注) ①長男が受けた相続時精算課税の贈与税 $(2 \text{ 億円} - 2,500 \text{ 万円}) \times 20\% = 3,500 \text{ 万円}$

②長男の相続税の課税価格 $(2 \text{ 億円} - 3,500 \text{ 万円}) + 1 \text{ 億円} = 26,500 \text{ 万円}$

【参考】上記の設例で相続時精算課税による贈与が行われていない場合の相続税（単位：万円）

	長男の相続		父の相続	合計
	妻	子	長男の子	
課税価格	5,000	5,000	50,000	60,000
基礎控除額	4,200		3,600	—
課税遺産総額	5,800		44,000	—
相続税の総額	770		19,000	—
各人の算出税額	385	385	19,000	19,770
配偶者の税額軽減	△385	—	—	△385
納付すべき税額	0	385	19,000	19,385

以上の設例からわかるように、相続時精算課税を利用して贈与した場合で、相続時精算課税適用者が先に死亡したときは、贈与した部分が特戻しされて二重課税になり、通常よりも多額の相続税等を支払うこととなります。

（設例の場合には、21,760 万円 - 19,385 万円 = 2,375 万円負担増という結果になります。）